

# 平成29年度第3回奈良県人権施策協議会 議事録要旨

## 1 開催日時

平成30年3月30日（金） 10:30～12:00

## 2 開催場所

奈良県商工会議所 4階 小ホール  
奈良市登大路町36-2

## 3 出席者

委員：寺澤会長(会長)、野口委員(副会長)、松岡委員、千原委員、村上委員、松田委員、須藤委員、阿古委員

事務局：吉田くらし創造部次長、福井人権・地域教育課長、細井人権・地域教育課長補佐、矢富人権施策課長、高塚人権施策課長補佐、村嶋人権・地域教育課係長、奥人権施策課係長

## 4 議題

(1) 平成29年度「人権に関する県民意識調査」の結果について

### ※配付資料

平成29年度第3回奈良県人権施策協議会 出席者名簿・配席図  
奈良県人権施策協議会委員名簿

資料1. 「人権に関する県民意識調査」実施経過

資料2. 「人権に関する県民意識調査報告書」

資料3. 「各設問における「その他」の主な意見」

資料4. 「関心をもっている人権問題など」自由記述一覧

資料5. 「人権問題に関する県への提案、意見」自由記述一覧

## 5 議事内容

### 矢富課長

資料に沿って説明

### 寺澤会長

ご説明にあったように、回答一つ一つに年代別の傾向や地域性の面から、考えたらどうなのかというさらなる因子分析を、専門部会の方で年が明けたら、詳しく進めていきたいと思う。

本調査をこれからの教育、啓発にどのように活かしていくのかについても、専門部会の方では話があった。本日の報告で概要を見ていただき、次年度に向けて、さらにこれをどのように精査していったら、資料の素材として高めていくのかを、新たに部会を立ち上げて進めていく。もう一

つは野口先生、阿久澤先生、竹村先生について、専門的な知識を活かして、他府県の調査にも携わっておられる。そのような経験も含めて、報告書を資料としてどのように教育、啓発を促していくのか。この調査をデータとしてお使いいただき、各自の論文発表等にも活用いただき、教育、啓発それぞれの面から促していただきたい。この報告書を、専門部会の3人方には、活用をしていただくことを、これからお願いをしていきたい。

今回、調査報告書として説明をしていただき、今後の教育、啓発の活用のための工夫や感想について意見をお持ちであれば、ご発言をいただきたいと思う。

### 千原委員

27ページの法律や条例の認知について。児童虐待防止法の認知が進んでいるが、一方でいじめの防止対策推進法について、現場に関する規定が定められている。30日以上学校を休むと、第2号に相当するのだが、これがほとんど保護者に周知されていない。実際にいじめは複雑な事例があり、学校の対応が問題である場合に、この第2号の規定を使って、事態の解決を図っていかなくてはならない。この辺りの周知徹底を、事務局の方で、他の部局とも連携をいただき、動いていただければありがたい。

### 矢富課長

只今いただいたご意見については、人権施策課としても、この調査結果を県庁内で共有したいとも考えている。有効な周知や広報及び関連した施策を事務局としても、各部局に働きかけていきたいと考えているところ。

### 須藤委員

資料17ページの相談相手について。私たち人権擁護委員として、人権侵害に対する相談、救済というところで、相談の業務をさせていただいている。この結果を見ると、法務局や人権擁護委員に対する相談が統計ではゼロという、非常に寂しい話になって、私も少し驚いている。これについては、私たちもこの資料を持ち帰って、今後もっと市民が相談出来るような体制をぜひとも整えていきたいと改めて思った。

人権擁護委員の仕事の内容の一つとして、相談ということをしているのだが、ただ単に相談ということに終わらないで、これをいかに救済につなげていくかということが、平成30年度の課題になっている。救済までいこうと思えば、かなりの専門的な知識が必要になるので、それをどのようにしていくかということは今後私たち人権擁護委員の中で、法務局と共にもう少し具体的な取組をして、考えていきたいと思う。その点で、この資料は私たちにとっては、反省しなければならない面もあるし、今後どのように啓発をしていくかということを参考にさせていただく大変良い資料である。ぜひともこの資料を色々な面で反映していきたいと思う。

### 野口副会長

それに関して、この17ページのところで%で挙げられているが、ゼロという数字で、大変がっかりされている訳である。専門部会の方でも話が上がったのだが、回答者がそもそも17人と少ない。そのため、%だけで表すと非常に誤解を招きやすいので、ぜひとも実数も入れるようにということで、ここのページは実数も入れている。そのため、一人が相談すれば5.9%という

数字が残るのである。二人だと11%になる。このような相談窓口相談する数字が低いということは、どこの意識調査の場合でも同様の傾向が出ている。大阪市大の方でも、人権問題やセクハラなどに関する調査を、昨年度に分析している。そこで、色々な形でセクハラを受けたという人たちがいるにも関わらず、現に相談に行ったという人が非常に少ない。そのことは個人の責任でもあり、制度の問題だとも思う。おっしゃられたように、相談だけに留まっていたら、駄目なので、救済にどのようにつなげていくのかということが非常に重要だということ、須藤委員から指摘を受けた訳である。私も同様に思っている。実際に人は相談をしても、うんうんと聞いてもらって、うなずいてもらって、それで済むのかということそうではない。その後、どうするのかという救済につなげることがないと、相談に行かないのである。それにきちんと応えていくような制度を作らないと、この数字は増えない。いくら啓発でこのような相談窓口があるので来て下さいと言っているだけでは増えない。この現実をしっかりと見つめていく必要がある。アメリカのEOC（雇用機会均等委員会）というところは、被害者になり変わって、裁判の重大な案件を当機関が行うという、強力な制度があったりする。そのような制度がきちんと出来ていれば、みんな相談に行くのだろうと思う。これは県だけではなくて、国もきちんとした対応を築くということが大変重要だと思う。私も須藤委員の意見に全く賛成である。

#### 寺澤会長

市町村の窓口、県の窓口などが回答ゼロと続いている。回答者を実数で記載しなくてはならない程、母数が少なかったということが気付かれないと、回答がゼロの関係者の方々はお困りになるだろうと私は拝見をしている。近所の人権擁護委員の方は、入学式にキャンペーンをされていた。いじめや虐待についてのティッシュを配布したり、卒業式には薬物に関わるテーマで、全ての人権擁護委員の方がお揃いのジャンパーを着ていた。そして、保護者の方にアピールをされていた。これは法務局の活動ではなく、人権擁護委員の方々考えて提案された活動である。そのようなこともあって、何か援護をしたいという思いで胸が一杯であった。他、「奈良県障害がある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」について非常に認知度が低い。あれほど県がPRをしているのに、どうして届かないのであろうかという思いである。

#### 松田委員

この相談窓口の件について、選択肢の中に民間の人権団体がある。人権団体ではなくて、民間の相談窓口は入らないのか。いのちの電話では、あらゆる相談について、毎日電話が掛かってくる。人権侵害ということだけに関わらず、日常生活の様々なことで、人権侵害に当たるのではないかとということに関わってくるのが多くある。もっと身近に相談されている方もいるとは思いますが、ここに回答するのに少し気負って、きちんと相談した方々だけが回答した結果がこのような数字になっているのかなと思っている。ここに民間の相談窓口も入れていただければと思ったのだが、その点はいかがか。

#### 矢富課長

設問自体が、人権侵害の経験がある方を対象に絞り込んで、その中から相談について聞いている。人権侵害を受けたと認識している方々が少ないのかなということが考えられる。確かにこの調査自体が人権に関する意識調査ということで、民間の人権団体という記載の仕方をさせていた

だいた。

### 松田委員

県や職場は記載されているが、民間の窓口がなかったので、少し気になった。割とテーマに関わってくるような内容の事柄もあったので、また検討お願いしたい。

### 村上委員

22から23ページにかけてである。障害がある人たちに関する設問の中で、「子どもの結婚相手が次のような人であった場合の態度」について。「D：車椅子が必要な人」について、「考え直すように言う」は31.4%、ところが、「精神の障害で通院している人」については、極端に多くて、「考え直すように言う」は63.6%である。同じ傾向として、例えば28ページになる。人権に対する考え方について、「G：精神に障害がある人に対しては、何となく不安を感じる」で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると80%を超えていく。これは如実に現在の精神障害の人たちに対する偏見、差別をそのまま反映している形になっている。

これは良く言われることだが、精神病で通院している人の約7割は、治療のしようがなく、いつでも退院出来るといういわゆる社会的入院の方々である。私の周りにも精神障害の人たちはたくさん居る。言い方に語弊があるかも分からないが、病気に関係なく、魅力的な人たちが本当にたくさん居る。日常的にそのような人たちと接する経験がないということが圧倒的な原因の一つと考えられる。例えば、車椅子の身体障害の人たちは、どうしても目に見える形なので、理解出来るかもしれないが、精神障害の人たちは見た目では分からない。その人と接して、何らかの関わりがあって初めて、その人の人となりなどの理解が進むと思われる。そのような意味で言えば、「何となく精神障害のある人に不安を覚える」という意識を持った人が圧倒的に多いのは、精神障害を持つ人たちが置かれる現実を如実に表していると改めて実感をした。その人たちへの理解を深めて貰う為には、どうしたら良いのかを我々も考えていかなければならないと感じている。

そして、先ほど会長も触れられたが、法律や条令の認知について、「奈良県障害がある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を知らない人が7割以上いる。この条例も含めて、5割以上の人知らない法律、条例等については、やはり何らかの対策を取らなければならない。これからの議論として、そのような法律の啓発についての方策をじっくり検討する必要がある。

提案になるのだが、先ほど、野口副会長もおっしゃっていたが、専門部会の方で新年度、分析を進めるということである。その専門部会で分析していただいたものを議論する場があれば、その議論に加われたらと思う。

他、これをまとめることは、事務局の方で本当に大変だったと思われる。毎回、この協議会については、事前に質問を受付けて、お答えいただくという形式を取られていた。今回なかった訳であるが、やはりその時、その時で大きく社会問題化している人権問題について、我々としても聞きたいところがある。質問については、毎回受付けて、少しの時間でもそれを議論出来るような運営をしていただけるとありがたい。

### 野口副会長

専門部会で検討された分析結果を、ここの場でも共有をしたいとの村上委員のご意見であるが、

正にその通りだと思われる。その場合に、皆さま本日、調査報告の概要を見られて、それぞれ関心のお持ちのところ、これとこれをクロスさせたらどのような結果が出るのかなど、このような形での分析をしてほしいという要望をどんどん出していただきたい。そのような声を受けて、それに応えることが出来るような分析を進めていければと思っている。

#### 寺澤会長

私としては、人権施策課が奈良県庁の方でパワーを持っていただきたいと思っている。この調査が、人権施策課の方でパワーを持つ調査になれば良い。各先生方の意見なども参考に、各関係行政機関とのシンポジウムなどの中で、この報告が何を課題としているのか、どのようなアクションをする必要があるのかを認識出来るようになれば良い。それは施策協議会のみならず、人権施策課の方でも実現が出来ると、今回の調査がさらに新しいものになっていくと思う。そのようなところで、本日はこの調査の概要をお読みいただいて、先ほど野口先生からもあったように、今後の分析等については、人権施策課の方に申し出ていただいたら、野口先生、阿久澤先生、竹村先生と吟味しながら、さらに詳しい分析を進めていきたい。

他、最後に一つだけ。資料4、5の自由記述について、非常に貴重な意見で、個人的にはこれから勉強することが多々あると感じている。これを公表する際は、少し工夫をしないといけない。資料4と5の取り扱いについては、配慮をしていただきたい。

以上